

註2) スウェーデンの教訓

親保険の3本柱

- ・有給の出産、育児休業制度
- ・児童手当
- ・保育サービス

出産に伴う親手当での支給期間15カ月、当初12カ月は収入の90%

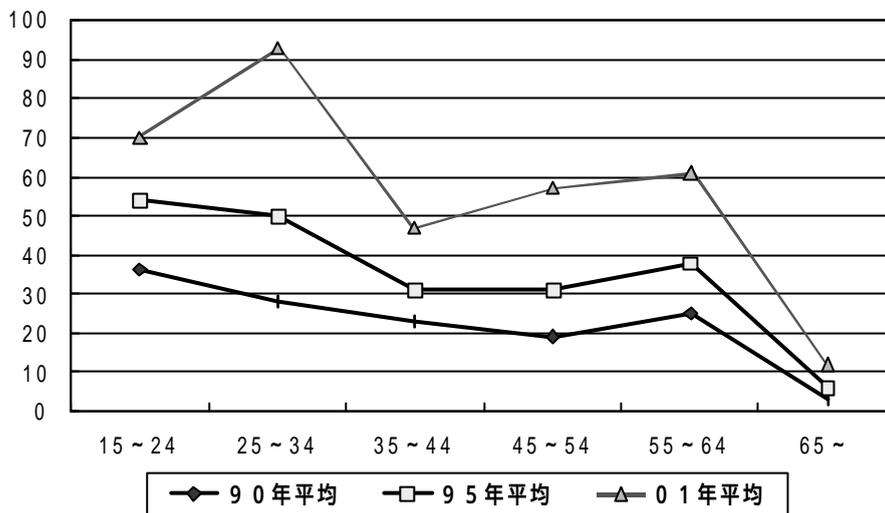
政策実施の財源は、当初は国庫が半分を負担。80年代後半から雇い主負担が急増

スウェーデンの合計特殊出生率は、上記家族政策の結果、80年の1.68から90年には2.13へ上昇。その後、予算削減の影響を受け、96年には1.7を割り込む。

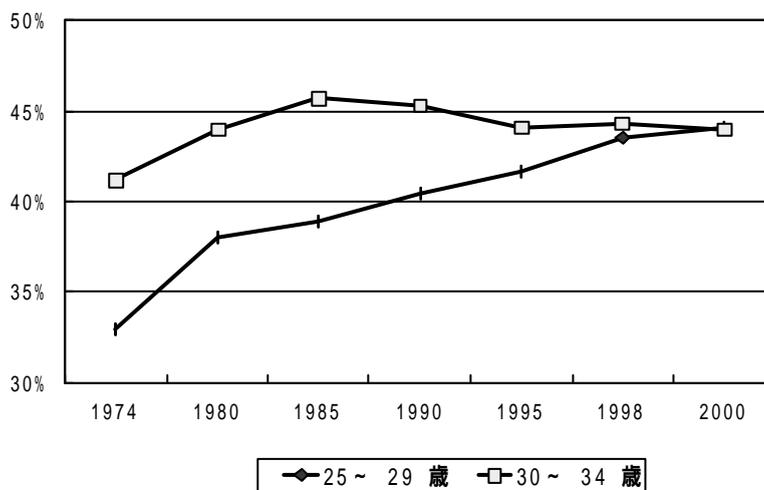
註6) 経済成長による現役勤労世代の生活水準向上 (GDP成長率1.0%を前提：2000年価格)

	2025年度	00～25年平均伸び率
労働力人口一人当たりGDP	1088万円	1.45%
労働力人口一人当たり所得	642万円	1.47%
労働力人口一人当たり負担	299万円	2.90%
労働力人口一人当たり可処分所得	343万円	0.55%
国民一人当たりGDP	543万円	1.19%
可処分所得の計算には、財産所得、その他経常移転を含まず 2000年～2025年の労働力人口は、年率-0.45%で減少		

註7) 年齢別失業者数の推移 (男女計)
 総務省「労働力調査年報」 単位:万人



註8) 若年既婚者の「とも働き比率」
 総務省「労働力調査年報」(有配偶者の就業者比率) 単位:%



註9) 産業別にみた日米生産性格差
大蔵省「少子高齢化の進展と今後のわが国経済社会の展望」2000年11月

	労働生産性格差 (米 = 100)		労働生産性格差 (米 = 100)
農林水産業	23.5	建設業	76.0
鉱業	51.4	電気・ガス・水道	60.5
食料品	44.2	運輸・通信業	68.1
繊維	39.5	卸売・小売業	63.5
化学	99.4	金融・保険・不動産	79.0
一次金属	117.6	サービス業	91.4
機械	125.6	政府サービス生産	176.0
その他製造	52.8	合計 / 平均	77.9

註10) 「とも働き」を前提とした課税方式
配偶者(特別)控除の解消と2分2乗方式への変更

- 所得税課税方式
累進税率
夫婦別産課税(日本)、夫婦合算分割課税(米国、フランス、ドイツ)
c 英国:配偶者控除を廃止し、個人課税
- 2分2乗方式の計算例 :とも働き世帯(世帯収入合算1000万円)
(現状)
各人の収入 課税所得 所得税
A:700万円 472万円 61.4万円
300万円 154万円 15.4万円
合算した可処分所得923.2万円
(改定: どのような収入配分であっても下記のように計算する)
B: 500万円×2 308万円×2 30.8万円×2
合算した可処分所得938.4万円

註11) 年金受給権と所得分割方式

- 現状：
現在の各年金法では、年金の受給権は受給権者の一身専属となる。受給権者の死亡により受給権は消滅し、配偶者への相続の対象にならない
- 基礎年金の導入による年金分割
昭和60年の基礎年金導入は、従前の被用者(多くの場合は夫)本人に対する年金給付が被扶養配偶者に分割されたと見ることができる。
- 報酬比例部分(厚生年金)への適用
厚生年金についても、基礎年金のような考えにたち、年金分割することが望まれる。

註14) 期限のある雇用契約の資格制限 平成14年2月改正による

- 博士課程修了者
- 修士課程修了者(実務経験2年以上)
- 資格制度の有資格者*
公認会計士 医師 歯科医師 獣医師 弁護士 一級建築士 薬剤師
不動産鑑定士 弁理士 技術士 社会保険労務士 税理士 中小企業診断士
- 能力評価試験合格者*
情報処理技術者試験のうち
システムアナリスト試験合格者 プロジェクトマネージャー試験合格者
アプリケーション試験合格者
アクチュアリー資格試験合格者
- 特許の発明者、登録意匠の創作者、登録品種の育成者
- 一定の学歴と実務経験*と年収575万以上
- システムコンサルタント(実務経験*と年収575万以上)

註15) 職務内容の明確化・標準化

- 成果給に移行した場合、年齢に代わって労働者を評価する客観的な基準が求められる。
- 各自が担う職務内容が明確にされていない限り、給与評価の公正が確保されず、職場の規律は維持できない。
- 職務基準が明確になり、社会全体でも標準化されていけば労働移動はより円滑になる。

註16) 解雇権濫用法理

- 判例として、経営上の理由による解雇は「**整理解雇の要件**」を満たす必要
 - 人員削減の必要性
(経常赤字、売り上げ減、合理化等)
 - 整理解雇の回避義務
(正社員の解雇を回避する余地がないこと：希望退職、配置転換、一時帰休、パート雇い止め等)
 - 人選の妥当性、基準の公平性
(解雇者の選定が客観的・合理的であること)
 - 労働者への説明義務、労働組合との協議義務
(労使協議などの妥当な手続き)

註17) 英独に於ける解雇の現実

- 英国:
1975年の雇用保護法制定以降、不公正解雇については労働裁判所が復職命令を出すことになったが、使用者は一定額の保証金を支払うことにより命令を拒否できる。
- ドイツ:
1951年の解雇制限法により、社会的に不当な解雇は無効とされるが、労働者または使用者からの申し立てに基づき一定期間の賃金に相当する補償金を支払うことで労働関係を解消できる。

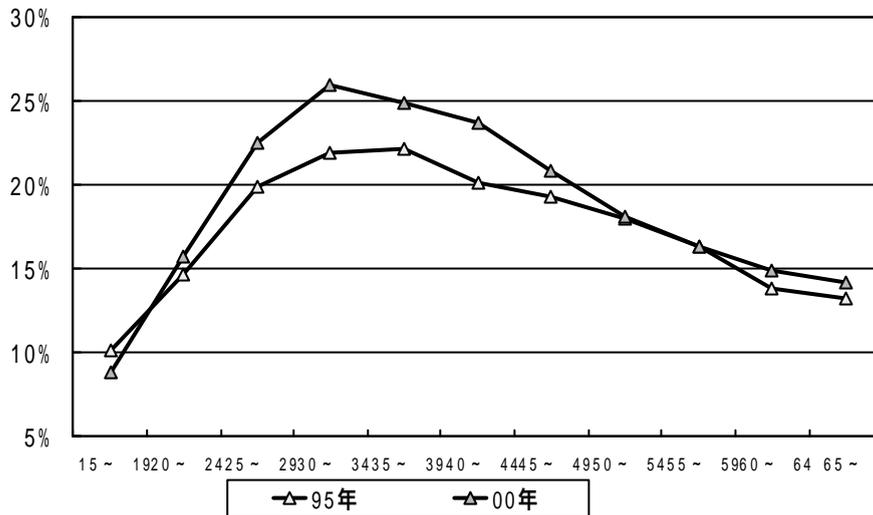
樋口美雄著：「雇用と失業の経済学」(日本経済新聞社)

註18) 年齢制限の緩和の努力義務規定の例外 (改正雇用対策法)

新規学卒者等を募集および採用する場合
技能、ノウハウ等の継承の見地から、労働者の年齢構成を維持、回復させる場合：(最も少ない年齢層の従業員を補充)
定年年齢との関係から雇用期間が短期に限定される場合
：(定年直前の人)
既に働いている他の労働者の賃金額に変更を生じさせることとなる就業規則の変更を要する場合：(就業規則で定めた年功序列賃金のため高賃金になってしまう人)
商品やサービスの特性により顧客等との関係から業務を円滑に遂行する要請がある場合：(特定年齢層向けの商品販売やサービスを提供する人)
芸術、芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合
労働災害の防止等の観点から特に考慮する必要がある場合
体力、視力等加齢に伴い機能が低下するものが採用後の勤務期間を通じ一定水準以上であることが不可欠な業務の場合
行政の施策を踏まえて中高年齢者の募集および採用を行う場合
労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合

註19) 年齢階層別に見た長時間就業者比率(男)

週35時間以上の就業者に占める週60時間以上就業者の比率
総務省「労働力調査年報」



註21) 基礎年金の財源切り替え効果
1998年度の給付財源試算

(一橋大学 高山教授の試算)

- 1998年度の給付財源試算
基礎年金給付額 13兆3000億円
(財源)
国庫負担 (3分の1負担) 4兆7000億円
年金消費税 (税率3.3%) 8兆6000億円
- 厚生年金保険料引き下げの効果
8兆6000億円 厚生年金保険料4.0%に相当
 $17.35\% - 4.0\% = 13.35\%$

註22) 国民年金保険料納付状況(第1号被保険者)
(平成11年国民年金被保険者実態調査 単位:千人、%)

	総数	納付者	完納)	(一部納付)	未納者	免除者
総数	16,523	11,167	9,493	1,674	2,646	2,710
(比率)	100.0%	67.6%	57.5%	10.1%	16.0%	16.4%
男	8,091	5,304	4,432	872	1,456	1,331
(比率)	100.0%	65.6%	54.8%	10.9%	18.0%	16.4%
女	8,433	5,863	5,061	802	1,190	1,380
(比率)	100.0%	69.5%	60.0%	9.5%	14.1%	16.4%

註24) スウェーデンの年金改革

掛け金建て賦課方式の導入

負担: 公的年金を報酬比例部分に一本化し、その保険料率(16%)を長期にわたって一定に保つ。

給付: 賃金上昇率や名目経済成長率を「見なし運用利回り」として計算し、支給する。

この結果、自分が先の世代に支払った生涯所得の16%相当の年金保険料は、後の世代から賃金上昇率で調整されて戻ってくる。

世代間不公平の解消

人口減少によって給付水準は徐々に低下するが、それは世代間相互である限り仕方ないものとする。

年金受給額 = 「支払った保険料 × (後世代の労働者数 ÷ 現世代の労働者数)

厚生年金基金連合会 編 海外の年金制度 東洋経済新報社

註25) 公的年金2000年改正の要点

年金額の変更* (平成12年4月実施)

国民年金の給付額の引き上げ

78万円 (月額6万5000円)

平成6年度価格

厚生年金(報酬比例部分)の引き下げ

給付乗率1000分の7.5

給付乗率1000分の7.125

(物価スライドした額の保証)

80万4200円(月額6万7017円)

平成11年度価格

基礎年金、厚生年金とも65歳以降の賃金スライド廃止

老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢の段階的引き上げ*(平成25年度から実施)

60歳支給開始

65歳支給開始(1961年4月2日以降生まれの場合)

老齢厚生年金の60歳からの繰り上げ支給制度を創設

60歳台後半の在職老齢年金制度の導入*(平成14年4月実施)

厚生年金の資格喪失時期

65歳 70歳

賃金+厚生年金(報酬比例部分) 37万円の場合、37万円*を超える額の半分を支給停止

(基礎年金夫婦2人分では50.4万円)

老齢基礎年金は全額支給

ボーナスを含む総報酬制の導入(平成15年4月実施)